

石川県公報

令和 7 年 11 月 28 日
第 13862 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の供用の開始	(同)	1
公 告		
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	2
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同)	2
○公共測量終了公告	(監 理 課)	5
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	5

告 示

石川県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、令和7年11月28日から同年12月12日まで縦覧に供する。
令和7年11月28日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
金蔵川西線	輪島市町野町川西カ35番1地先から 輪島市町野町川西田長100番地先まで	旧	8.90 ～ 20.20	258.0	奥能登土木 総合事務所 輪 島 維 持 管 理 課
	同上及び 輪島市町野町川西カ35番1地先から 輪島市町野町川西田長100番地先まで	新	同上及び 6.00 ～ 6.60	同上及び 229.0	
	輪島市町野町川西田長91番地先から 輪島市町野町川西田長70番地先まで	旧	9.90 ～ 14.50	403.0	
	同上及び輪島市町野町川西田長91番地先から 輪島市町野町川西田長70番地先まで	新	同上及び 4.00 ～ 6.50	同上及び 351.5	

石川県告示第371号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和7年11月28日から同年12月12日まで縦覧に供する。
令和7年11月28日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関 係 図 面 の 縦 覧 場 所
小松辰口線	小松市軽海町289番1地先から 小松市遊泉寺町カ18番2地先まで	令 和 7 年 11 月 28 日	南 加 賀 土 木 総 合 事 務 所 維 持 管 理 課
粟生小松線	小松市高堂町口133番1地先から 小松市高堂町口164番1地先まで		

金蔵川西線	輪島市町野町川西カ35番1地先から 輪島市町野町川西田長100番地先まで	奥能登土木 総合事務所 輪島維持管理課
	輪島市町野町川西田長91番地先から 輪島市町野町川西田長70番地先まで	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年11月28日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンピア泉ヶ丘

金沢市円光寺二丁目345番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）アルビス株式会社

代表取締役 大森 実

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

ほか5者

（変更後）アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

ほか5者

3 変更の年月日

平成30年4月22日

4 変更する理由

小売業者の変更のため

5 届出年月日

令和7年11月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和7年11月28日から令和8年3月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和8年3月28日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和7年11月28日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）コーナンPRO金沢駅西店
金沢市駅西本町一丁目1101番1 ほか

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 令和7年7月1日

- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
特になし

- (2) 騒音の発生に係る事項
（環境政策課）

騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は速やかに対応すること。また、室外機等からの騒音に関しては、営業時間終了後速やかに空調室外機を停止し、設備機器の定期メンテナンスを実施すること。荷さばき作業における騒音が懸念されるため、作業の効率化、運搬業者への教育の徹底等周辺住民に対して配慮すること。

空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力3.75kW以上のもの）、冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）、空調用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当する。対象となる機器を設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

- (3) 廃棄物に係る事項等
特になし

- (4) その他の事項
（景観政策課）

下記いずれかの行為を行う場合は事前協議してください。届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の新築、増築、修繕等
 - ・開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）
 - ・屋外広告物の設置等
 - ・屋外照明設備の設置等
- （建築指導課）
- ・開発行為について協議済です。
 - ・建設リサイクル法に基づく届出済です。
 - ・石川県バリアフリー条例に基づく届出済です。
 - ・金沢市建築基準条例第15条、第16条に留意して下さい。

（道路建設課）

土地の造成行為や土石の一時的な堆積を行う場合は、盛土規制法の許可申請の要否について協議してください。

（道路管理課）

当該事業に際して、市道での工事（掘削、取壊し、舗装、歩道切下げ、側溝改良等）が生じる場合または破損等が生じた場合は、事前に協議の上、許可後に施工してください。

（河川水防課）

雨水排水計画について、協議してください。（根拠法令 金沢市総合治水対策の推進に関する条例）

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 11 月 28 日から同年 12 月 28 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス近岡店

金沢市近岡町 883 番 1 他

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和 7 年 7 月 4 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は速やかに対応すること。また、室外機等からの騒音に関しては、営業時間終了後速やかに空調室外機を停止し、設備機器の定期メンテナンスを実施すること。荷さばき作業及び廃棄物収集時における騒音が懸念されるため、作業の効率化、運搬業者への教育の徹底等周辺住民に対して配慮すること。

空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力 3.75kW 以上のもの）、冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力 7.5kW 以上のもの）、空調用ガス圧縮機（原動機定格出力 7.5kW 以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当する。対象となる機器を設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) その他の事項

(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は事前協議してください。届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の新築、増築、修繕等
- ・開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）
- ・屋外広告物の設置等
- ・屋外照明設備の設置等

(建築指導課)

- ・開発行為についての協議、建設リサイクル法及び県バリアフリー条例に基づく届出が必要です。

(道路建設課)

土地の造成行為や土石の一時的な堆積を行う場合は、盛土規制法許可申請の要否を協議してください。

(都市計画課)

- ・「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第 14 条の規定に基づく手続きは完了しています。

事業実施においては、引き続き関係機関、地元住民等との十分な協議、調整をお願いします。

(道路管理課)

当該事業に際して、市道での工事（掘削、取壊し、舗装、歩道切下げ、側溝改良等）が生じる場合、または破損等が生じた場合は、事前に協議の上、許可後に施工してください。

(河川水防課)

雨水排水計画について、協議済（R7.5.20）（根拠法令 金沢市総合治水対策の推進に関する条例）

法定外公共物使用等許可済（R7.4.21）（根拠法令 金沢市法定外公共物管理条例）
境界立会済（R7.5.22）
（商工労働課）

・商業環境形成まちづくり条例に基づく、協議申出書及び地域貢献活動等に関する計画書の提出が必要です。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年11月28日から同年12月28日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、小松市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年11月28日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 （2 級 基 準 点 測 量 ・ 3 級 基 準 点 測 量）	令和 6 年 8 月 5 日から 令和 7 年11月11日まで	小松市向本折町地内

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 7 年11月28日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位 置 指 定 申 請 者	指定年月日
かほく市七窪口41番 3、42番 3	幅員 6.00m 延長 16.38m	かほく市七窪口32番地 1 福村 洋介	令和 7 年11月13日
河北郡津幡町字中須加は48番 4	幅員 6.00m 延長 43.24m	金沢市高畠三丁目124番地 株式会社ラディカルジャパン	令和 7 年11月13日

